

議案第67号

平成30年度富士見市一般会計補正予算（第2号）

平成30年度富士見市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,430千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ32,711,960千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年8月28日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

平成30年度富士見市一般会計予算を補正する必要性が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出します。